

平成27年2月20日
事務連絡

各地方農政局整備部地域整備課長 殿
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長 殿

農村振興局中山間地域振興課事業推進班課長補佐

農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業（中山間地域型）の対象地域について

農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしているところである。

今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、この旨を地方公共団体に周知することとされたことから、貴局管内の都府県に対し、文書にて周知願いたい。

平成27年2月20日
事務連絡

北海道農政部農村振興局農村整備課長 殿

農村振興局中山間地域振興課事業推進班課長補佐

農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業（中山間地域型）の対象地域について

農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしているところである。

今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、この旨を地方公共団体に周知することとされたことから、御了知願いたい。